

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス ドイツ

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年1月



目次

ドイツの税制概要

法人税コンプライアンス	3
課税所得計算	4
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	12
PE課税-PE類型	13
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	14

ホットトピックス	15
----------	----

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置	18
----------------------------	----

ドイツの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	20
-----------	----

LF/MFの概要	21
----------	----

国別報告書の概要	22
----------	----

最近の移転価格調査におけるトピックス	23
--------------------	----

移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）	24
--	----

ドイツの税制概要

法人税コンプライアンス

居住者については全世界所得課税となり、実効税率30～33%で課税が生じる。なお、連結納税制度が導入されているが、最低5年間の損益移転契約の締結等その要件に留意が必要である。

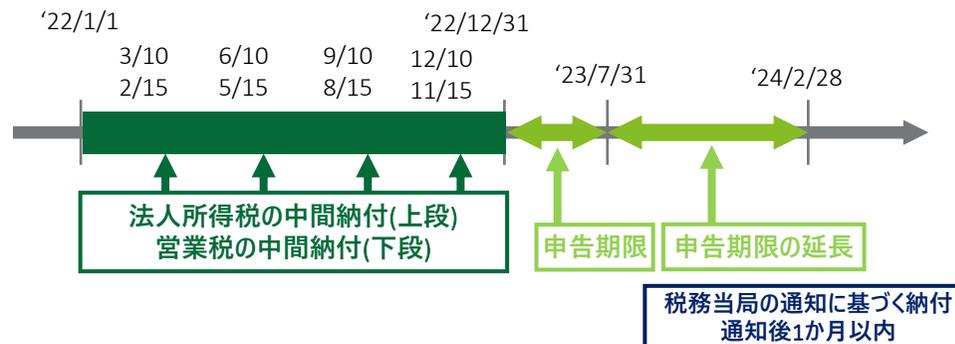
法人所得税

居住者	法人が、ドイツにおいて登記された事務所、又は実質的な管理の場所を有する場合（管理支配地主義）には、居住者となる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	法人所得税（15.825%（5.5%の連帯付加税(*)含む））に加え、営業税（約7-17%）が課される。実効税率は30～33%となる。
課税年度	暦年 ただし、暦年とは異なる会計年度を課税年度とすることもできる（税務署の承認が必要）。
申告納付期限	申告期限：翌年の7月31日 税理士等が代理する申告については一定の要件のもとに翌翌年の2月末まで延長が可能。 納付期限：納税通知書の受領後1か月以内

中間納付	税務当局の通知に基づき4回の中間納付がある。
時効	原則4年 ただし、租税回避が認められる場合は最長15年まで延長される。
連結納税制度	あり（法人所得税、営業税） 連結子会社はEU・EEA加盟国の法律に基づき設立された、議決権の50%超を保有された法人である、最低5年間の損益移転契約を締結している等の要件を満たす必要がある。 なお、VATにおいても、連結納税制度が存在するが、要件が異なる。

(*)：税額控除後の法人税額を課税標準として課される連邦税

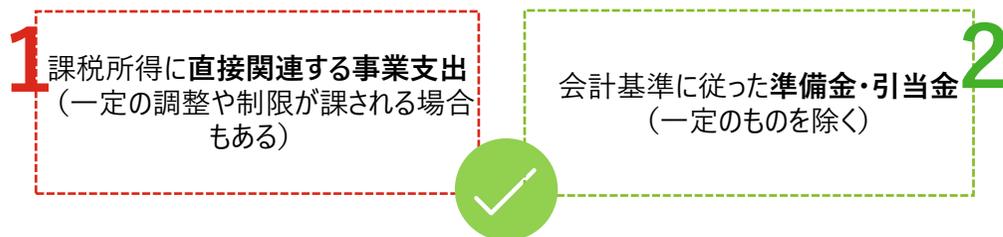
例：12月決算の場合



課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。



$$\text{課税所得} = \left[\text{税引前利益} + \text{損金不算入} - \text{益金不算入} - \text{繰越欠損金} \right] \times \text{税率}$$

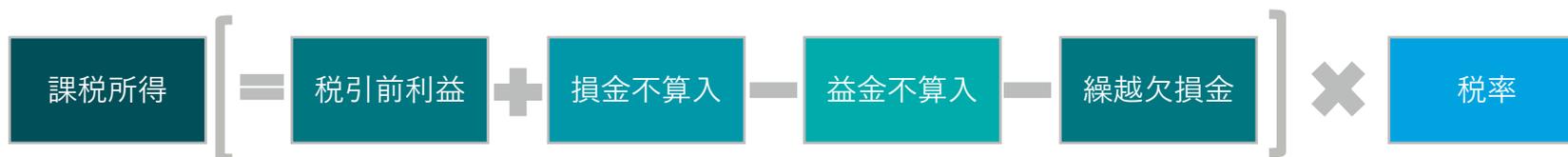
損金算入項目

- **損金不算入** として、留意すべき項目の代表例

キャピタルロス	全額損金不算入である。
役員報酬	第三者間取引価格である取締役報酬は損金算入される。ただし、監査役報酬は50%のみが損金算入される。
寄付金	認定を受けた団体への寄付金については、損金算入が認められるが、所得の20%又は売上と給与の合計額の0.4%を上限とする。
交際費	接待費の30%、EUR35を超える贈答品、狩猟・釣り・ヨットに係る費用は損金不算入である。
引当金・準備金	原則的に会計基準に従い損金算入される。ただし、税務上引当が認められない場合や異なる評価方法が適用される場合には一時差異が認識される。主な税会不一致の例としては、年金債務、未実現の為替差損益に対するものが挙げられる。

減価償却費等	一般原則	定額法
	PC・ソフト	即時償却（2021年1月より）
	無形資産	商標権・のれん：定額法（15年）
	少額資産	どちらかを任意で選択することができる。 ■ EUR800以下：即時償却 ■ EUR250-1,000：5年均等償却
その他	独立企業原則に基づかない関連当事者への支払（みなし配当と取り扱われる）、一定の利息やロイヤリティは損金不算入である。	

課税所得計算 (2/3)

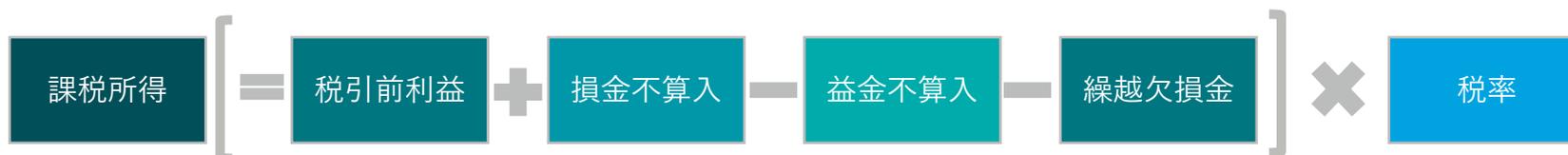


益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

受取配当	法人所得税では10%以上の持分を、営業税では15%以上の持分を直接保有する法人から受け取る配当の場合、95%が非課税となる。
引当金・準備金	未実現の為替差損が損金不算入であるのと同様に、未実現の為替差益は益金不算入となる。
キャピタルゲイン	キャピタルゲインは通常の課税所得に含まれる。 ただし、子会社株式の処分によるキャピタルゲインは原則として非課税であるが、その5%は損金算入できない事業費として課税所得に加算される。

課税所得計算 (3/3)



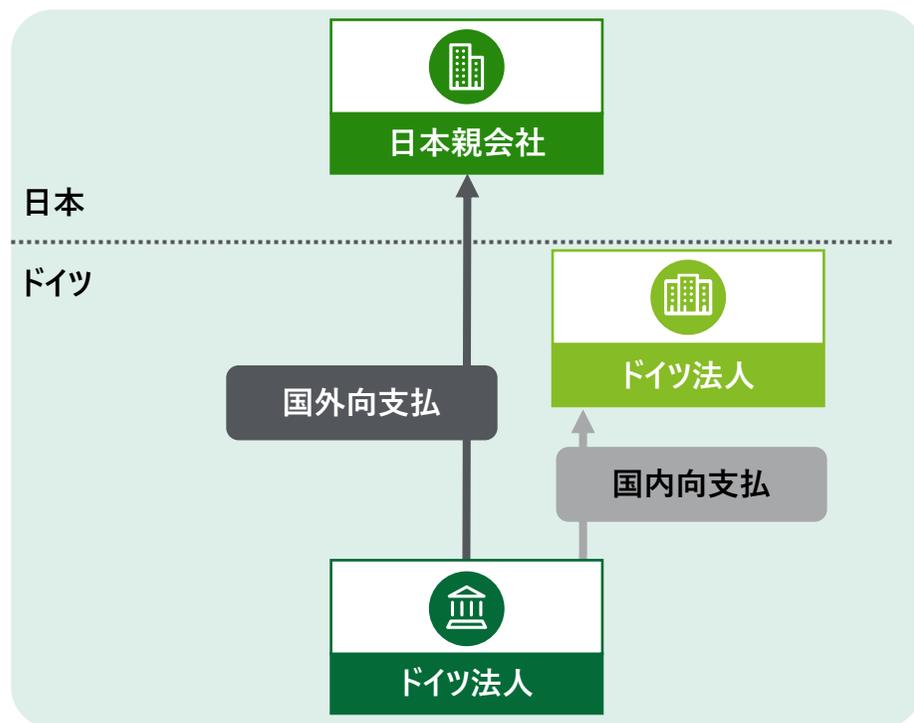
繰越欠損金 について

欠損金等	繰越期限	原則、無期限に繰越可能
	控除限度額	所得のうちEUR100万以下の部分：100%控除可能 所得のうちEUR100万超の部分：60%のみ控除可能
	繰戻し	EUR100万まで1年間のみ繰戻し可能 (法人所得税のみ対象であり、営業税は不可)

税率 について

税率	法人所得税 (15.825% (5.5%の連帯付加税含む)) に加え、営業税(約7-17%)が課される。 実効税率は30%~33%となる。
----	---

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法	租税条約	
利子	26.375%(*)	26.375%(*)	0%
配当	26.375%(*)	26.375%(*)	0/5/15%**
使用料	0%	15.825%(*)	0%

(*) 5.5%の連帯付加税を含む

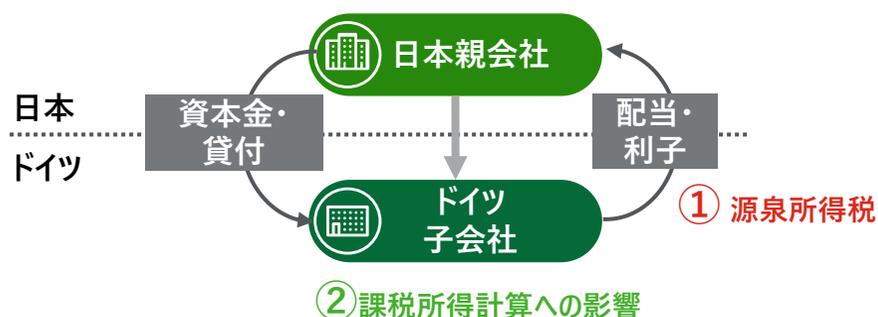
(**) 0%：議決権の25%以上直接を18か月以上保有する場合

5%：議決権の10%以上直接を6か月以上保有する場合

15%：その他の場合

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

ドイツ子会社が日本親会社に対して支払う配当に係る源泉税は租税条約により保有割合・保有期間に応じて**0/5/15%**（**免除証明書を提出しない場合は26.375%**）となる。ドイツ子会社が日本親会社に対して支払う利子に対しては一般に**源泉税は課されない**。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0/5/15%*	0%*

(*)租税条約の制限税率を記載。

② 課税所得計算への影響 ドイツ子会社

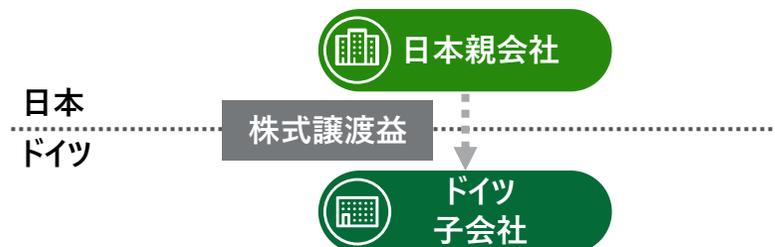
支払利子はその事業年度の**受取利子の額を限度**として損金算入することができる。受取利子超過額（純支払利子）は**EBITDA（利子・償却控除前所得）の30%まで**損金算入することができる。未控除純支払利子は一定の条件のもと無期限に繰り越すことができる。純支払利子がEBITDAの30%に満たない場合の控除枠は5年間に渡り繰り越すことができる。

なお、以下の場合は全額損金算入できる

- 純支払利子がEUR300万以下の場合
- 連結グループに属していない場合
- 連結グループに属しているものの、連結貸借対照表の総資産に占める自己資本の割合が2%以上である場合

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



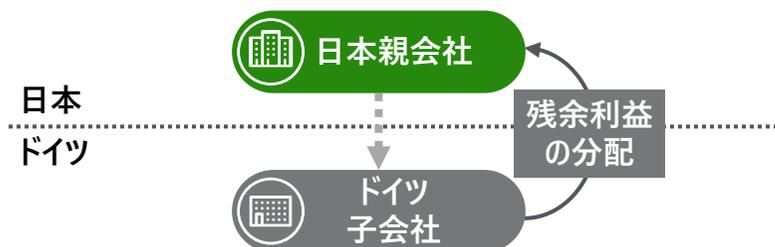
■ ドイツにおけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

租税条約により、ドイツ不動産保有法人以外の株式の売却益はドイツでは**非課税**となる。ただし、以下のような取引はドイツで**不動産移転税**の課税対象となる可能性がある。

- 不動産保有会社の株式の90%（2021年7月1日までは95%）を取得後10年以内に譲渡する場合
- 不動産保有会社の株式の取得により、1人の株主又は株主グループによる90%（2021年7月1日までは95%）の株式保有が生じる場合

清算時の残余利益に対する課税



■ ドイツにおける配当課税の有無

🏢 日本親会社

会社の清算時に株主が受取る収益は留保利益の分配と株主資本の払戻しに区分され、前者は原則として**配当**として課税される。ただし、**租税条約の適用**を受けることができる。後者は源泉税の対象外であり、ドイツでは課税されない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店はドイツ国内源泉所得に課税される。また、子会社からの配当については源泉税が課される（租税条約の適用により免税となる可能性がある）一方で、支店からの利益送金には源泉税は課されない。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	ドイツ国内源泉所得
法人所得税適用税率	15.825%（連帯加算税5.5%を含む）	15.825%（連帯加算税5.5%を含む）
申告手続き	翌年の7月31日までに申告 (税理士等が代理する申告については一定の要件のもとに翌翌年の2月末まで延長が可能。)	翌年の7月31日までに申告 (税理士等が代理する申告については一定の要件のもとに翌翌年の2月末まで延長が可能。)
利益の還流	配当に係る源泉税の税率は、租税条約により、議決権の保有割合及び保有期間に応じて0/5/15%	利益送金に源泉税は課されない

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

社会保険料は一般に雇用者が50%、従業者が50%を負担する。一方、賃金税は雇用者により源泉徴収される。VATについては、一定の事業者は免税事業者となることが選択可能である。

<p>従業員の雇用に係るコスト等</p>	<p>社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 社会保険料は一般に雇用者が50%、従業者が50%を負担する。月次の会社負担は以下の通りである(2021年度) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 年金：9.3% (給与上限EUR7,100) ➢ 失業保険：1.2% (給与上限EUR7,100) ➢ 健康保険：7.3% (給与上限EUR4,837.5) ➢ 障害・老齢保険：1.525% (給与上限EUR4,837.5) <p>税金</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 賃金税：従業者給与に課され、雇用者により源泉徴収される。
<p>印紙税</p>	<p>該当なし</p>
<p>不動産税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産(農林業用建物を含む。また、商業利用、個人的利用を問わない)に対する地方税として課される。 ■ 法人の場合、会計上の帳簿価額に対する平均的な実効税率は1.34%である。

<p>付加価値税 (VAT)</p>	<p>税率</p>	<p>標準税率は19% 軽減税率は7% (飲食物、医薬品、新聞等の必需品の提供等)</p>
	<p>課税対象取引</p>	<p>ドイツ国内における物品及びサービスの提供、EU域内取得、輸入等</p>
	<p>納税義務者</p>	<p>独立して事業活動を行う者(持株会社を除く)が課税事業者となるが、前年の売上がEUR17,500以下で当年の売上見込がEUR50,000である場合は免税事業者となることが選択可能。</p>
	<p>課税期間</p>	<p>暦年</p>
	<p>申告期限及び納付期限</p>	<p>前期の納税額により月次又は四半期で申告を行う必要がある。申告期限は申告期間の翌月10日であるが、一定額の予定納税を条件に翌々月10日まで延長が認められている。年次申告は原則翌年7月31日であるが、税理士等が代理する申告については翌々年の2月28日まで延長が可能。</p>
<p>国境をまたぐデジタルサービスへの課税</p>	<p>該当なし</p>	

法人税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
追加減価償却	課税所得がEUR20万以下の特定の中小企業	<ul style="list-style-type: none">■ 特定の事業や地域で一定の固定資産を取得し条件を充足する場合には、20%の追加減価償却を行うことができる。■ 2020年1月1日から2030年12月31日までに取得した電気自動車については、取得年度において50%の追加減価償却を行うことができる。
投資控除	課税所得がEUR20万以下の特定の中小企業	<ul style="list-style-type: none">■ 一定の場合に取得前の事業用資産の50%まで損金算入することができる。
研究開発税制	ドイツ国内源泉所得を有する納税者で、適格研究開発を行う企業	<ul style="list-style-type: none">■ 適格研究開発には、基礎研究、応用研究、実験開発活動等が挙げられる。■ 助成金算定の基礎は研究開発に従事する人件費、委託費の60%である（原則、最大でEUR200万）。■ これら人件費等の合計の25%が助成金の対象となる。

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人



ドイツのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

建設PE

12カ月を超える期間存続する建設工事現場、建設もしくは据付工事



MLI条約の署名：

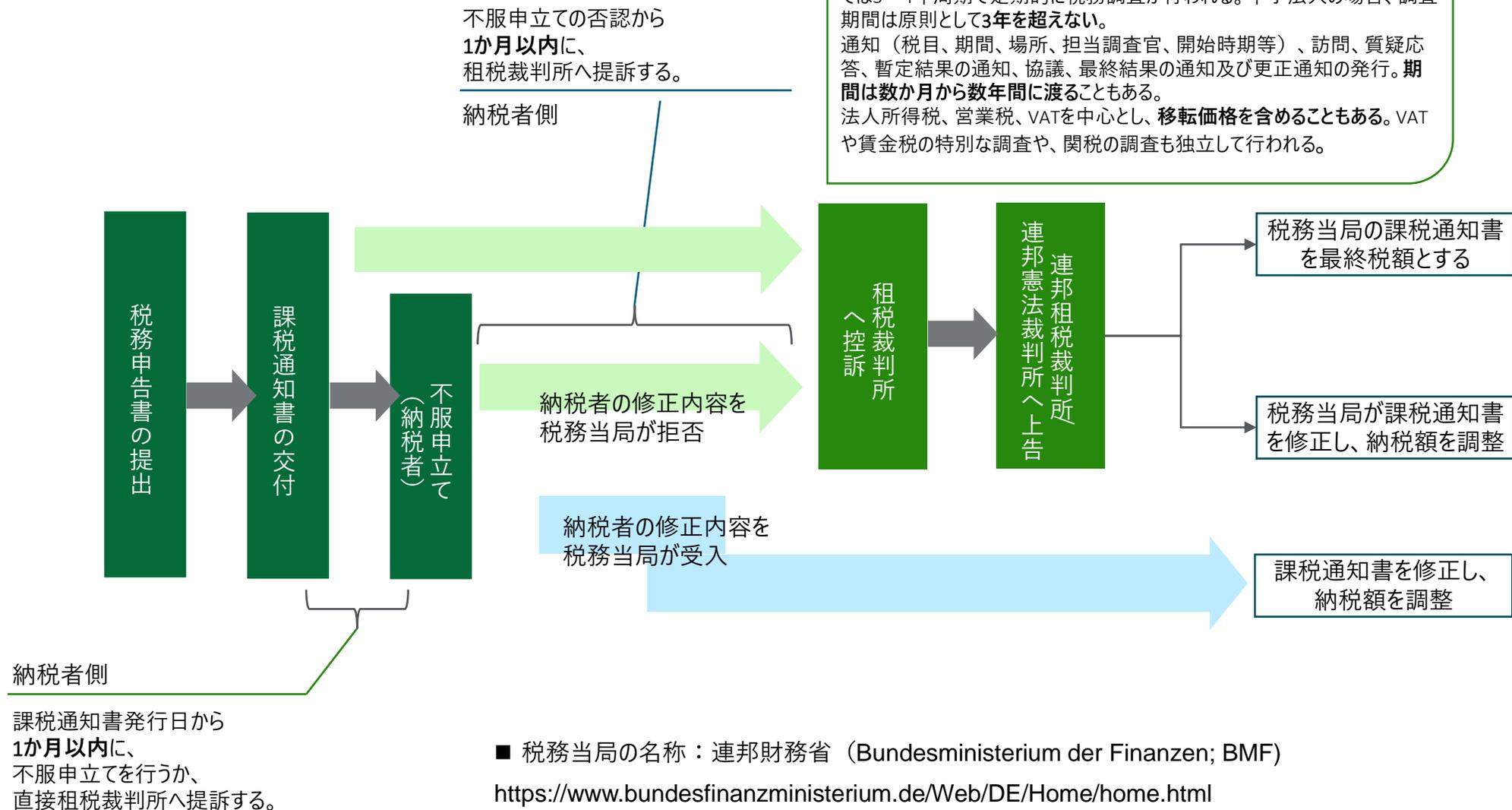
日本：2019年1月1日に発効

ドイツ：2021年4月1日発効

PEに関連するMLI条約の規定の適用：
特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



ホットトピックス（税務調査の論点も含む）（1/3）

無形資産に係る取扱い、パートナーシップ課税、組織再編税制に関する税制改正が行われており、留意が必要である。

01

ドイツに関連するIPの非居住者に対する課税（ETT・ORIP）

論点

- ドイツに「登録されている」もしくは「使用されている」IP（ドイツ nexus-IP）の譲渡もしくはロイヤリティ支払はドイツ課税の対象となるという新たな法律解釈がされた。また、2021年2月および7月に発表された通達により、租税条約が適用される場合の扱いが明確にされた。
 - 使用料（ORIP）：租税条約の適用によりドイツ源泉税が免除される可能性がある。ただし、通常は租税条約適用によりドイツが課税権を持たない場合であっても、有効なドイツ源泉税免除証明書を**事前に取得**しない限り、ライセンサーがロイヤリティを支払う際にドイツ源泉税を徴収し、四半期ごとにドイツ税務当局に納付したうえで還付申請が必要となる。租税条約適用によりドイツが課税権を持たないケースに関し、コンプライアンス上の緩和策（過去に遡及する免税証明書の取得が可能）が設けられた。ただし、2022年6月30日までに免税証明書の申請をする等の要件が設けられている。
 - 譲渡益（ETT）：租税条約の適用により課税が免除される可能性がある。ただし、租税条約適用によりドイツが課税権を持たない場合であっても、ドイツ非居住者である権利の譲渡人はドイツにおいて税務申告（ゼロ申告）が必要となる。

02

法人税法の近代化に関する法律

論点

- 法人税法の近代化に関する法律が制定され、パートナーシップ課税、適格再編の範囲に関して改正がなされた（2021年6月30日公布、同12月31適用）。
 - パートナーシップ：パートナーシップが法人としての課税を選択する制度が導入されることとなった。ドイツ組織再編税法に基づく、パートナーシップから法人への組織形態の転換申請は、適用する課税年度開始の1か月前までに行う必要がある。
 - 組織再編税制：ドイツ組織再編法との制度的類似、ドイツ課税権の非制限を要件として、国際的組織再編（一定の分割、合併、転換等）**適格再編**として認められうることとなった。

ホットトピックス（税務調査の論点も含む）（2/3）

不動産移転税法、トリートイ・ショッピング防止規定に関する税制改正が行われており、留意が必要である。

03

不動産移転税法の改正

論点

■ 2021年7月1日より改正がなされた。

- 改正内容：不動産移転税法（RETT法）の適用範囲が拡大し、旧法ではパートナーシップのみに適用されていたRETTトリガー規定（不動産そのものの譲渡のみならず、ドイツの不動産保有パートナーシップに対する95%以上の持分が5年間に直接的又は間接的に譲渡された場合にも不動産移転税が課される）が、法人に対しても適用されることとなった。また、トリガーとなる取引基準が、95%から90%への引き下げられた。
- 上場株式に関する例外規定：上場企業の持分譲渡に関し例外規定が導入されたが、EU・EEAもしくはオーストラリア、香港、米国市場のみが対象であり、日本は対象外である。

04

トリートイ・ショッピング防止規定の改正

論点

■ 2021年6月9日より適用される。

- 非居住者・外国法人に対する配当やロイヤリティの支払いに係る源泉税につき租税条約の適用を受けて減免を受けようとする際には、トリートイ・ショッピング防止規定に定められる要件を充足する必要がある。この要件判定に係るアプローチが改正された。
- 2ステップアプローチ：「株主テスト（受益者の株主が要件をみたさないとされる）」および「活動テスト（受益者の所得と経済活動に重要な関係性がない）」が充足される場合に、条約濫用だと推定され、それを反証することは、「主目的例外規定」もしくは「上場企業例外規定」に合致する場合のみ可能となる。

ホットピックス（税務調査の論点も含む）（3/3）

租税条約の適用のための事前の免除証明の取得や、出向者の人件費負担の妥当性の確認については、税務調査で指摘を受ける可能性があるため、注意を払って事前に準備を進めておく必要がある。

05

租税条約による源泉税の軽減の適用に関する事前の免除証明の取得を失念し、源泉税を一旦納付する必要があるケース

論点

- 日独租税条約による源泉税の軽減の適用を受けるためには、事前に免除証明の取得が必要となるため留意が必要である。
日独租税条約により日本の親会社から受け取る配当、ロイヤリティについてドイツ源泉税の軽減の適用を受けるためには、**事前に免除証明書の取得**が必要となる。免除証明の有効期限は**3年**であることから、配当又はロイヤリティの支払時点で有効な免除証明が取得されておらず、源泉税を一旦納付した上で、後日に免除証明の取得と共に納付した源泉税の還付を受ける必要があるケースが散見される。

06

税務調査において指摘されやすい現地出向者の人件費負担の妥当性が問われるケース

論点

- 住宅補助や子女教育費負担による給与負担額の増加その他手取保証を実施することにより増加する現地給与負担額の妥当性の説明は慎重に行う必要がある。
日本の親会社から現地子会社に派遣される出向者については、住居費用の補助や子女教育費を負担するケースが多く、その上、手取保証計算を行う場合、給与負担額は現地プロパースタッフに比して多額になる。
税務調査では、当該出向者の**給与負担額の妥当性**を問われるケースがあるため、調査に備え、給与負担に係る妥当性、出向者派遣が子会社にとって必要であり、十分な貢献をしているなどの説明ができるよう準備しておくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

項目	ステータス	内容
法人所得税関連	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 2020年1月1日から2021年12月31日までに取得または生産した動産固定資産については一定の制限のもと、一時的に定率法が適用できる。■ 2017年に投資控除の申請を行ったものの、新規資産の取得を行っておらず、2020年において申請した投資控除額の繰戻しを余儀なくされた適格納税者について、再投資期間を1年延長している。■ 2020年7月1日から2026年6月30日までの間、研究開発税制における助成金算定の基礎である研究開発に従事する人件費、委託費の上限がEUR200万からEUR400万に引き上げられた。
欠損金の特例	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 2020、2021年度の連邦法人税の欠損金の繰戻しについては限度額がEUR100万からEUR1,000万に増額されている。
申告・納期限の延長	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 2020年度の申告について、税理士等が代理する場合は2022年5月31日迄延長が可能■ COVID-19のパンデミック等に起因する予想課税所得の減少を証明することで中間納付の減額を申請することができる。
VATなど	施行済み	<ul style="list-style-type: none">■ 一定期間、標準税率が19%から16%に、軽減税率が7%から5%に引き下げられていた。■ ホテル等の短期宿泊サービス、オーディオブック、電子書籍や国内旅行についても軽減税率が適用されている。

ドイツの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

- 2013年に国外関連取引に関する価格設定方法に係る法令が大幅に改正され、グループ間の利益配分に関する規則が明確になった。（外国税法 Section 1）
- クロス・ボーダーの機能移転・事業再編に焦点を当てた移転価格税制の規定は2008年に導入された。
- 2021年6月に外国税法 Section 1が改正され、Best Method Ruleが導入された。
- 2021年7月のAdministrative Principle 2021によって、Administrative Principle Procedures1983を始め、Administrative Principle on cost sharing 2018、その他書簡等が置き換えられた。）

02

関連者の定義

- 他の法人の資本の25%以上を直接的または間接的に保有している法人
- 他の法人に支配的な影響を及ぼす法人
- 他の法人の資本の25%以上を直接的または間接的に保有しているまたは他の間接的な形で法人に支配的な影響を及ぼすことのできる第三者

03

移転価格調査の時効

- 一般的に、調査対象期間は4年である。ただし、国外関連取引に係る調査については特段の規定は設けられていない。
- 重過失が認められる租税回避または脱税の場合、調査対象期間が延長される（最長10年）。
- 税務調査の結果は、相互協議またはEU仲裁手続きの結果によって、当該結果の有効日から1年以内であれば、前述の時効が過ぎた後であっても修正が認められる。

04

独立企業間価格の算定方法（棚卸資産取引・無形資産取引・役務提供取引・資金貸借取引）

- OECDガイドラインに沿った5つの移転価格算定方法（CUP, RP法, CP法, TNMM, PS法）が認められている。
- 加えて、機能移転に関してはhypothetical arm's length methodという方法が認められている。

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：なし
- 実務上の適用可能性：あり（日本・ドイツ間の相互協議は通常、年に約2回開催される）

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- グループ内棚卸資産取引の取引高が**EUR 600万**を超える、または棚卸資産取引以外の取引が **EUR 60万**を超える法人
- 小規模事業者については文書化の免除規定がある。ただし、税務当局からの要請を受けた場合は**60日以内**に提出しなければならない。

②作成期限

- LF作成期限は法令上設けられていない。ただし、通常の取引であれば税務当局からの要請を受けた場合に**60日以内**にLFを提出する必要があるため、あらかじめ作成しておくことが推奨される。
- なお、例外的取引（契約書の締結または変更、企業の重要な機能及びリスクの変更に関連する資産の譲渡または提供、移転価格に重大な影響を及ぼす事業戦略の変更、再編活動に関連する資産の譲渡等）の場合は、当局の要請から**30日以内**にLFを提出する必要がある。

③提出期限

- 上記のとおり、通常の取引であれば税務当局からの要請を受けた場合に**60日以内**にLFを提出する必要がある。
- 例外的取引の場合は、税務当局の要請から**30日以内**にLFを提出する必要がある。

④作成言語

- 通常はドイツ語であるが、**税務当局の許可があれば英語**でLF作成することも認められる場合がある。

⑤罰則

- LFの提出遅延、提出しない場合または不十分である場合、罰則がある。十分な情報が記載されたLFの提出遅延の場合は**最大EUR 100万**、当局の要請から60日過ぎてもLFを提出しない場合は超過した日一日あたり**最低EUR 100**の罰金が科される。不十分なLFを提出した場合はEUR 5,000を最低金額とし、調整金額の5-10%の罰金が科される。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- 多国籍企業グループに属し、ドイツ法人の前年度の売上高が**EUR100百万以上**の法人

②作成／提出期限

- MFに関して毎年の更新義務はないが、同時文書としてMF作成することが推奨される。税務当局にMFの提出を要請された場合、**30日または60日以内**の税務当局が指定する期限内に提出しなければならない。

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- CbCRは前年度のグループ売上高が**EUR750百万以上**の最終親会社に対して提出義務が課される。
- 最終親会社がドイツ国外の場合、当該国でCbCRの提出義務がない場合または提出義務があっても親会社のCbCRを自動交換規定によってドイツ税務当局が入手できない場合には、ドイツ所在の子会社がCbCRをドイツ税務当局に提出する必要がある。

②提出期限／作成期限

- 会計年度終了から**1年以内**に作成・提出する義務がある。

③罰則

- CbCR提出義務及びCbCRに係る通知義務に従わなかった場合は、**最大EUR 10,000**の罰金が科される。

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- ドイツ法人は法人税申告時にCbCRの提出者をドイツ税務当局に通知する必要がある。

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の傾向

論点

- ドイツにおいては移転家格単独での税務調査は行われず、**一般税務調査において移転価格も調査が行われる。**
- 税務調査が実施されると、調査官は移転価格についても確認を行った旨を内部用チェックリストに記載しなければならない。
- 近年、税務調査は移転価格について厳しくなっている傾向にあり、税務当局に指摘を受けるケースが増加している。
- また、税務調査官も移転価格に関する**専門知識を有する調査官が増加傾向**にある。
- 近年、税務当局が関心を持っている領域は以下である。
 - **連続赤字**を計上している法人
 - **事業再編**を行った法人
 - **低税率国**に所在する国外関連者と取引を行っている法人
 - 国外に支払われた**ロイヤルティ及び役務提供の対価**

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

<p>税務当局における税務調査の状況の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 全般的に、コロナ禍において税務当局の税務調査は厳しくなっている傾向にある。■ 現時点では重点的な業界への調査など特定のトレンドは見受けられない。■ 税務当局、納税者、税務専門家（外部アドバイザー）の間でより密に連携が取られるようになった傾向が見られる。
<p>APA審査・協議対応の変化</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 税務当局、納税者、税務専門家（外部アドバイザー）の間でリモートによる連携が見られる傾向にある。APAや相互協議の相手国当局とのコミュニケーションについても同様の傾向が見られる。
<p>現地当局が容認するCOVID-19への対応措置（比較可能性の検討、特殊要因の検討、その他の取扱いの検討等）</p>	<ul style="list-style-type: none">■ ドイツ税務当局が容認するCOVID-19への対応は主に労働法関連や税務申告書提出期限の延長など、ドイツ国内法に関する特例措置である。■ 移転価格税制については、COVID-19に関する措置について公式見解や施策は発表されていない。

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001